

放送大学学園業務改革推進委員会規程

令和7年10月28日
放送大学学園規程第1号

(趣旨)

第1条 令和7年10月7日常勤理事会で承認された放送大学ブランドコアの視点を踏まえた教職員の自発的な業務改革活動を推進し、以て放送大学学園（以下「学園」という。）の業務効率化の継続的かつ積極的な促進を図るため、放送大学学園業務改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教職員の自発的な業務改革活動の推進及び啓発に関すること。
- 二 業務改革課題の審議及び調整に関すること。
- 三 業務改革の効果の検証に関すること。
- 四 優れた業務改革の表彰に関すること。
- 五 その他学園における業務改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 総務担当理事
- 二 財務担当理事
- 三 放送、情報担当理事
- 四 学務担当理事
- 五 学長から推薦された教授又は准教授 若干名
- 六 事務局長
- 七 審議役
- 八 部長
- 九 参事役
- 十 その他委員長が必要と認める者 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総務担当理事をもって充てる。
- 3 副委員長は、事務局長をもって充てる。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、関係部課室の協力の下、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和7年10月28日から施行する。